

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「交野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の制定について」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市福祉部高齢介護課
 (2) 所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目1番1号
 (3) 電話番号 : 072-893-6400

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 平成28年7月15日（金）から
 終了 平成28年8月15日（月）まで
 (2) 結果周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
 (3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
 実施機関（担当所管課等）の事務所

4. 受付した意見等の件数

合計 4件 （延べ 8件）

5. 受付した意見等の結果

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 全般に関する意見 | 3件 |
| (2) 「2. 事業の内容」に関する意見 | 2件 |
| その他、パブリックコメント対象外の意見 | 3件 |
| 合計 | 8件 |

6. 意見等に対する考え方・対応

(1) 全般に関する意見 3件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
介護保険の理想（自立支援）と、事業者の運営のバランスが問題である。保険者として、理想と現実を考慮した地域システムの構築を目指してほしい。具体的には、「要介護が下がった場合の報酬」、「公的サービスを卒業した場合の報酬」を設定するなど。	介護保険法には、高齢者の自立支援を目的として介護保険サービスの提供を行うことや、自立支援は国民の努力・義務であることが謳われております。要介護度が下がった場合等の報酬については、技術的・制度的な課題も一定あるところですが、介護予防・日常生活支援総合事業においては、自立支援の理念に基づいて、事業を実施してまいりたいと考えております。	1件
介護には専門的知識がとても重要。要支援者・要介護者の立場、事業者の立場に立った改善を望む。	地域の実情に応じて、多様なサービスを充実するという国の法改正の趣旨に則って、利用者のニーズに合わせたサービスを提供できるように制度設計をいたしました。そのため、高齢者の状態に応じて、適切なケアマネジメントにより、現行制度と同様に介護に関する専門的な資格者によるサービス事業の種別も設定しております。また、本パブリックコメント以外にも別途、介護事業者の方々に対して、さまざまな場で意見を聴取しております。	1件
高齢者が対象であるため、実施に当たっては各地域・団体などで分かりやすい説明会を実施すべきである。	今後とも、地域や各種団体等にて、パンフレットやパワーポイント等により、わかりやすい説明の機会を設け、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を図ってまいります。	1件

(2) 「2. 事業の内容」に関する意見

2件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
訪問介護は、介護福祉士等の専門性が必要な事業なので、訪問型サービスAを設定すべきでない。	地域の実情に応じて、多様なサービスを充実するという国の法改正の趣旨に則って、利用者のニーズに合わせた、現行の専門資格者による「介護予防訪問介護相当サービス」と、基準緩和型の「訪問型サービスA」の実施を考えております。	1件
介護予防・介護未病という中長期的観点からも、健康増進にも効果が高く、全世代的に享受できる「食育」を取り入れていただきたい。	ご提案の取り組みについては、「一般介護予防事業」に該当いたしますので、今後、検討を進めてまいり際に、参考とさせていただきます。	1件

その他、パブリックコメント対象外の意見

3件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
今回のパブリックコメントは「要綱(案)の概要」に対して行われているが、本来は、「要綱(案)」に対して行われるべきで、パブリックコメントの要件に欠けている。	「交野市意見公募手続きに関する規則」ならびに「交野市意見応募手続き制度運用マニュアル」に基づき、案の概要をお示してパブリックコメントを実施したところです。	2件
再度、「実施要綱(案)」にてパブリックコメント実施すべき。		
今回の概要ではないよう(今までとの変更点、訪問型サービスAの研修内容、介護保険制度との関連など)がほとんど分からない。	今回の案件である「交野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」では、事業の大枠に関する規定を行うことから、今回公表した要綱(案)概要をお示したところであります。 今後、事業の具体的な詳細部分については、内容が決まり次第、周知を図ってまいります。	1件